

竜王ゴルフコース

2026年度年次登録者募集の案内

「募集概要」

【有効期間】

2026年4月1日 ～ 2027年3月31日

※有効期間の途中で年次登録者の権利を付与された場合には、有効期間は当該付与日から

2027年3月31日までとなります。

【登録料】

※消費税込

全日登録者	2月～4月登録	24,000円
	5月登録	22,000円
	6月以降登録	20,000円
平日登録者	2月～4月登録	12,000円
	5月登録	11,000円
	6月以降登録	10,000円

※平日登録者は、平日のみ年次登録者プレー料金でプレーできます。

【年次登録者プレー料金】

※消費税・ゴルフ場利用税込
※指定昼食付

平日	4月1日～4月10日、5月7日～5月11日 6月15日～8月7日、8月17日～9月18日 3月16日～3月31日	6,500円
	4月13日～4月28日、5月12日～6月12日 8月10日～8月14日、9月24日～12月18日	7,500円
	4月30日～5月1日、12月31日～1月4日	9,500円
	12月28日～12月30日	11,300円
	12月21日～12月25日、1月5日～3月15日	6,000円
土日祝日	4月4日～4月29日、5月16日～6月14日 9月26日～12月13日	12,300円
	5月2日～5月10日、6月20日～9月23日 12月19日～12月27日、1月2日～1月3日 3月13日～3月28日	11,300円
	1月1日	9,500円
	1月9日～3月7日	10,300円

※上記料金はレギュラータムの1ラウンド3バッグまたは4バッグ、セルフプレー時の年次登録者プレー料金です。

2バッグの場合はお一人様につき、2,750円（消費税込）が別途かかります。

※指定昼食付とはゴルフ場指定の昼食となり、他のメニューをご注文の場合は、差額が発生します。

※電話またはPGM Web以外からのご予約（本登録者が同伴者である場合を含みます）は、年次登録者プレー料金の対象外となります。

【お申し込み方法】

・年次登録者の登録申込には、PGMロイヤルティプログラム会員への事前のご登録が必要です。

・年次登録契約書の内容を十分にご確認頂きまして、当該契約書の申込内容に必要な事項をご記入の上ゴルフ場へご提出ください。登録料の入金確認後に年次登録者としてプレーできます。

【特典】

・年次登録者競技会に参加できます。（毎月開催予定）

・※天候により開催できない月がございますのでご了承下さい。

竜王ゴルフコース

〒520-2594

滋賀県蒲生郡竜王町山中1391

TEL: 0748-58-2111

竜王ゴルフ合同会社 竜王ゴルフコース
2026年度年次登録契約書

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分にご確認ください、竜王ゴルフコースの年次登録者への登録契約をお申込み下さい。

但し、お申込は個人かつ18歳以上の方に限るものとします。

本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合に竜王ゴルフ合同会社との登録契約が成立します。

【申込内容】

申込内容 (必須)	☐ 全日登録 ☐ 平日登録 ※ご希望の年次登録の口に✓を入れてください。			
氏 名 (必須)	フリガナ	性 別	生年月日(西暦)(必須)	
		男・女	年	月 日 歳
自宅住所 (必須)	〒 ー			
連絡先電話番号 (必須)	(自宅 ・ 携帯)			
PGMロイヤルティプログラム会員のPGMカード番号 (必須) ※PGMアプリの場合はアプリ内のQRコード画面に表示される10桁の数字				
2026年度 年次登録契約有効期間		2026年4月1日から2027年3月31日まで		

<契約条件>

1. 登録者申込

- ①竜王ゴルフコース(以下「本ゴルフ場」といいます)の年次登録者へのご登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
②登録申込者は、上記の太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
③登録申込には、PGMロイヤルティプログラム会員規約に同意の上、PGMロイヤルティプログラム会員への事前のご登録が必要となります。

2. 登録者の権利・義務

- ①登録申込者の登録が承認され、かつ、竜王ゴルフ合同会社(以下「保有会社」といいます)が定める方法による登録料の入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間に本ゴルフ場における年次登録者(以下「本登録者」といいます)の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内において、本登録者として本契約に定める条件でプレーできる権利が付与されます。
②本登録者は、本ゴルフ場において、第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。なお、本登録者のうち平日のみ年次登録者プレー料金でプレーできる方を平日登録者、全日を年次登録者プレー料金でプレーできる方を全日登録者としてします。
③本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
④本登録者の権利は譲渡できません。
⑤本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。

3. 登録料(消費税込)

- 登録料は、2026年2月～4月登録の場合、全日登録者は24,000円、平日登録者は12,000円とします。
5月登録の場合、全日登録者は22,000円、平日登録者は11,000円とします。
6月以降登録の場合、全日登録者は20,000円、平日登録者は10,000円とします。

4. 年次登録者プレー料金(消費税・ゴルフ場利用税込、指定昼食付)

①年次登録者プレー料金

- 平日の4月1日～4月10日・5月7日～5月11日・6月15日～8月7日・8月17日～9月18日・3月16日～3月31日は6,500円、
4月13日～4月28日・5月12日～6月12日・8月10日～8月14日・9月24日～12月18日は7,500円、
4月30日～5月1日・12月31日～1月4日は9,500円、12月28日～12月30日は11,300円、
12月21日～12月25日・1月5日～3月15日は6,000円とします。
土日祝日の4月4日～4月29日・5月16日～6月14日・9月26日～12月13日は12,300円、
5月2日～5月10日・6月20日～9月23日・12月19日～12月27日・1月2日・1月3日・3月13日～3月28日は11,300円、
1月1日は9,500円、1月9日～3月7日は10,300円とします。

※指定昼食付とはゴルフ場指定の昼食となり、他のメニューをご注文の場合は差額が発生します。
※上記料金はレギュラータイムの1ラウンド3バグまたは4バグ、セルフプレー時の年次登録者プレー料金です。

2バグの場合はお一人様につき、2,750円(消費税込)が別途かかります。

②①以外のプレー形態によるプレー及びキャディ等の別途プレーにかかる料金はビジター料金となります。

③年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。

④電話またはPGM Web以外からのご予約(本登録者が同伴者である場合を含みます)は、年次登録者プレー料金の対象外となります。

5. 有効期間

本契約の有効期間は、2026年4月1日(第2条により登録契約が成立し、登録者の権利が付与された日がそれ以降の場合は、当該付与日)から2027年3月31日までとします。

6. 権利喪失・権利失効による解約

- ①本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録者の権利を喪失するものとします。
・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者(以下「暴力団等」といいます)に所属すると認められるとき。
・暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。
・死亡したとき。
②本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社は登録者の権利を失効させることができるものとします。
・他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。
・本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。
③①もしくは②により、登録者の権利を喪失もしくは失効した場合には、当該喪失日もしくは当該失効日に年次登録契約は解約されるものとします。

7. 登録料の不返還

本登録者が第6条に基づき年次登録契約を解約された場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。但し、これら以外の場合で、相当の事由がある場合には、登録料を返還します。

8. 個人情報の取扱い

本契約書にご記入のお客様の個人情報は、顧客管理、宣伝広告及びアフターサービスのために利用するものとし、保有会社の親会社であるパシフィックゴルフマネジメント株式会社がホームページ等に掲げる「個人情報保護方針」(<https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.asp>)に従い管理いたします。
保有会社は、当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関係会社に関連する場合があります。
個人情報の利用中止を希望されるお客様は、本ゴルフ場までお申し出下さい。
なお、本契約書へのご記入をもって、当該個人情報保護方針及び利用目的を確認のうえご同意いただいたものとみなします。

当社入力欄 受付・登録日	入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	登録料(消費税込)	その他	支配人印
年 月 日					円		